

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成22年3月15日
北陸電力株式会社

当社は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画¹」を修正し、本日（3月15日）、経済産業大臣に届出いたしましたので、お知らせいたします。

本計画は、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、毎年検討を加え、石川県知事及び志賀町長との協議を経て修正するものです。

今回の修正では、国の緊急時対策支援システム（ERSS）²の更新に伴い、原子力発電所の主要データを常時国に伝送することとなったため、原子力防災体制発令時に「国にデータ伝送する」としていた箇所を「国へデータ伝送されていることを確認する」に変更しました。

以 上

1 原子力事業者防災業務計画：

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、他の原子力事業者への協力等について規定した計画。

2 緊急時対策支援システム（ERSS）：

国内の原子力発電所からオンライン伝送されたプラントの運転情報や放射線モニタ測定値等の主要データを処理し、各発電所の状況把握や事故時の事象の進展予測を行うシステム。